

徳島県告示第百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和五年三月七日徳島県議会の議決を経た令和四年度徳島県一般会計補正予算（第十二号）及び令和四年度徳島県各種特別会計補正予算並びに令和五年度徳島県一般会計予算及び令和五年度徳島県各種特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

令和五年三月二十八日

徳島県知事    飯   泉   嘉   門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）